

## 高知県農地集積促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、別表第1に定める補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 県は、ほ場整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者への優良な農用地の利用集積を促進し、もって生産性の高い農業構造の実現を図るため、経営体育成基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業）の実施中又は実施済の地区において、土地改良区が当該事業の負担金を償還する事業に対し、予算の範囲内において市町村に補助金を交付する。

### (補助金の種別、交付要件、交付割合等)

第3条 補助金の種別、交付要件、交付割合等は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 農地集積促進事業費補助金運用計画書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要があると認める書類

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、市町村に対して速やかに通知するものとする。

### (補助の条件)

第6条 市町村は、補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村は、交付された補助金の支出を完了したときは、速やかに実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 農地集積促進事業費補助金運用実績報告書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要があると認める書類

(補助金の運用等)

第8条 市町村は、交付された補助金を他の経費と区分して処理しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 支出額が支出予定額より減少したとき。
- (3) その他補助金の支出について、不正の行為があると認められるとき。

(関係書類の保管)

第10条 市町村は、補助金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(指導監督及び検査)

第11条 市町村は、補助金の支出に関し、県の指導監督及び立入検査を拒むことができない。

(書類の提出)

第12条 市町村は、知事に提出する書類を当該事業地区を所管する農業振興センター所長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は市町村に対して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月24日から施行する。

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の種別	農地集積促進事業費
交付要件	交付を受けようとする年度において、中心経営体への農地集積率が55%以上(交付割合が6.5%以上となる場合は、国が設定する中心経営体集積率(別表第2)を満足すること。)かつ、基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標を達成する見通しが立つこと。
交付割合	当該事業の地元負担率又は国が設定する交付率(別表第2)のいずれか低い値(a)
補助金の額	当該事業の着工年度から完了年度までの累計年度事業費×a以内
交付対象	地元負担金の元金償還費(交付年度の前年度までに償還した元金を除く。)
交付時期	交付要件を満たすことを確認した年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度
補助率	補助対象事業費の10分の7.5以内 ただし、別表第3に掲げる地域等にあつては補助対象事業費の10分の7.75以内

別表第2(第3条関係)

中心経営体 集積率(国設定)	交付割合(国設定)		
	基本	集約化加算	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	+1.0%	6.5%

別表第3（第1条、第3条関係）

地 域 等

- (1) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）
- (2) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。）
- (3) 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）
- (4) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。）
- (5) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
- (6) 急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）
- (7) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）

別表第4(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。